

令和5年度 第2回 盛土に関する専門委員会

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回の審議内容について
- (2) 区域指定の考え方について
- (3) 条例による技術的基準等の上乗せについて
- (4) 大規模盛土造成地調査について

3. 事務連絡

4. 閉 会

【別添資料】

- ・資料1：前回の審議内容について
- ・資料2：区域指定の考え方について
- ・資料3：条例による技術的基準等の上乗せについて
- ・資料4：大規模盛土造成地調査について
- ・別冊：資料集

1. 前回の審議内容について

■ ……意見 □ ……質問

項目	主な意見・質問	回答等
R3年度 盛土総点検	○ 総点検について、 是正措置が必要なものが16箇所 ということだが、 どういったものだったのか。	・排水設備の不備や、開発許可の未申請などで、直ちに危険な場所はない
	○ 現地調査で災害発生の恐れがないという判断は、地盤調査を行ってなのか、目視調査なのか、 どのような根拠に基づいて判断しているのか。	・国のガイドラインに基づき目視による確認
規制区域 の指定	○ 集落の定義 として、「50戸以上の…(略)連たんしている区域」というのは、法律で決まっているのか、 国が示している基準 になるのか。 ○ 集落という定義は、 自治体によって違っていても問題ないのか。	・都市計画法上での考え方 ・区域指定に関して、福岡市の考え方を設定
	○ 資料集24の2頁に 勾配1/10以上 という記載があるが、これは何か目安として 決めてあるのか。 ○ 資料集24の5頁に 勾配が2度以上 となっているが、土石流が流入するような区間ということで 定められているのか。	・国の実施要領によるもの
	○ 資料集24の4頁にある特定盛土等規制区域の 保全対象は、主に国道や県道、市道が対象 になると考えていいか。	・道路は、国道、県道、市道等があるが、道幅を含め、どの程度の道路を対象とするか検討が必要
	○ 過去に災害等 が起こった区域も考慮されるということだが、 どの程度まで遡ることができるのか。	・災害等を所管する部署と協議して検討を行う
	○ 2つの 規制区域の候補地が重なるところ はどうするのか。	・基本的には宅地造成等工事規制区域を優先
	○ 福岡市の場所ごとの地形を知っているわけではないため、何を基準にそれで良いのか、いけないのかを考える イメージが沸いてこない。 現地確認に行っているわけではないので、その場所はどうか、 紙の上だけでは分からないのではないかと不安がある。	・地図で確認できる規制区域のパターン分けと、その課題等も併せて示す予定
	○ 福岡市は、2つの規制区域に入らないところは出てこないのではないかと議論があり、 2つの規制区域だけになってしまうのかな と思う。 ○ 国交省からは、市街化が進んでいる福岡や広島といった都市では、全域がどちらかの規制区域になることも考えられるという話が出ていた。	
許可基準等	○ 資料6頁の〈規制区域における規制〉の表の内容は、議論して決めていくものか、もう決まっているものか。 ○ 宅造区域では、届出はなく必ず許可があるということか。 (特盛区域の方が少し緩和して決められているということか。)	・表は法令の基準を示したもの ・条例で強化・付加できる項目について検討する ・宅造区域の方が特盛区域より規模要件が厳しい。
既存盛土	○ 区域指定後に規制されるのは、新規盛土に対してなのか、 既存の盛土も対象 になってくるのか。	・既存盛土も、安全性の確認を調査し、必要により指導や是正勧等を行っていく
	○ (既存盛土で)もし是正が必要となっても、恐らく住民の方は困れると思う。 改修には、金銭的な問題が出てくると思うので、その費用等の補助 といったサポートも含め、 並行して別途検討するか、国交省と相談するかを行う必要がある と思う。 ○ 区域指定するだけでなく、その実行力を上げるという取り組みも考えていただければ と思う。 ○ 市は指定だけして、残りは住民の方をお願いするということでは無責任になりかねないと思うので、そこは注意してほしいと思っている。	

1. 規制区域選定の流れと条件について

- ・規制区域は、盛土等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定するもの
- ・規制区域選定にあたっては、国が示す**実施要領及び解説**（以下「国要領」という）に基づき下記とおり行う。
- ・**黄色部分**は、地域の実情に応じて設定するもので**福岡市の設定条件**としているもの。

<宅地造成等工事規制区域>

※以下「宅造区域」という

市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

1 市街地等区域の抽出 (別紙1～3参照)

① 市街地（市街地若しくは市街地となろうとする区域）・集落等（人家が一定程度連たんしている区域）の抽出

市街地として、市街化区域を設定

集落等として、次の3パターンで比較検討する

	集 落 の 設 定	根 拠 等
A	10戸以上の建物が50m以内の間隔で集積	10戸:急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件
B	25戸以上の建物が50m以内の間隔で集積	25戸:幹線市町村道2級の認定基準の集落
C	50戸以上の建物が50m以内の間隔で集積	50戸:都市計画法による建築物の連たんの考え方

※人家：住宅（共同住宅等含む）、兼用・併用住宅、老人ホーム等の厚生施設、学校等の文教施設
R4年都市計画基礎調査（建物利用現況データ）より

※設定された各集落には既存集落を含む

（既存集落は、市街化調整区域の中で50戸以上の人家が概ね50m以内の距離で連担している区域として市内53集落があり、人家や生活関連施設等が既に集積している区域として設定されたもの。）

② 市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

隣接・近接の範囲は、市街地・集落等から、平地（勾配1/10未満）では50m
傾斜地（勾配1/10以上）では250mとする。

国要領に拠る
（国要領は、盛土の崩落事例や類似の土砂災害における土砂の流出距離を踏まえた設定案を提示）

2 盛土等に伴う災害が発生する恐れのない区域の除外

土砂が持ち込まれる可能性のないエリアの除外
（土砂を運搬できる道路や、土砂が発生する場所から相当程度離れている等）

該当エリアなし

市街地等において、将来にわたり車両が通行不能な区域はないと考えられるため

3 地形的条件を勘案した候補地の選定 (別紙4～6参照)

<特定盛土等規制区域>

※以下「特盛区域」という

市街地・集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

1 宅造区域で選定した市街地・集落等以外の保全対象の抽出

① 人が居住・活動を日常的に行う蓋然性の高い人家・施設等の存する土地の抽出 (別紙7参照)

住宅、業務・商業施設、文教厚生施設、工場・倉庫施設、官公庁施設、公園等が存する土地を抽出
※R4年都市計画基礎調査（建物利用現況データ）より

② 人が日常的に往来する蓋然性の高い公共施設 道路（国道、県道、市道）、鉄道など

鉄道、幅員3m以上の道（私道を含む）を抽出 ※デジタル道路地図データベース より
鉄道及び車両が通行可能な道（幅員3m以上）を抽出することで、概ね人が往来する区域を網羅できる

2 土砂の流出が想定される区域の抽出

① 隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出

(別紙8参照)

隣接・近接の範囲は、宅造区域と同様とする。

② 流出した土砂が土石流化する恐れのある区域の抽出 (別紙9参照)
保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流等の上流域

③ 土砂災害発生の危険性を有する区域の抽出 (別紙10参照)

- ・土砂災害警戒区域（土石流）の上流域
- ・土砂災害警戒区域（地滑り、急傾斜地の崩壊）
- ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む）

④ 過去に大災害が発生した区域等の抽出 (別紙11参照)

福岡県西方沖地震(H17)、早良災害(S38)の土砂災害が発生した区域を抽出

※福岡県砂防課公表「福岡県の主な災害事例」より

3 盛土等に伴う災害が発生する恐れのない区域の除外

該当エリアなし

将来にわたり車両が通行不能な区域はないと考えられるため

4 地形的条件を勘案した候補地の選定 (別紙12～14参照)

条例による技術的基準等の上乗せについて

盛土規制法では、条例や規則に定めることにより、**法に上乗せして規制を強化・切り下げ**できるとされている。(参考資料P1参照)
上乗せができる次の事項について、**他の盛土に係る規制等を踏まえ対応を整理**する。

1. 規模要件の切り下げについて (対象：特盛区域、中間検査、定期報告)
2. 中間検査・定期報告の項目追加及び頻度について
3. 技術的基準の強化・付加について

※許可不要工事(盛土等の高さが30cm以下)についても
条例・規則で別に定めることが可能

1. 規模要件の切り下げについて (対象：特盛区域、中間検査、定期報告)

 規則・条例で要件の切り下げができる部分

行為	届出	許可	中間検査	定期報告(3月ごと)	完了検査	
宅造区域	宅地造成 特定盛土等	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①~④除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積(①~④除く) 3,000㎡超→1,000㎡超	同左 ①~④変更なし ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①~④除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積(①~④除く) 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて ①~④変更なし ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて ①~④変更なし ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	—	許可対象すべて ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超→1,000㎡超	許可対象すべて

<対応案> ○市土砂条例を踏まえ、宅造区域における中間検査及び特盛区域における許可・中間検査・定期報告の対象となる規模要件のうち、盛土又は切土の面積(土石の堆積にあつては堆積の面積)を**3,000㎡超から1,000㎡超へ切り下げるとともに、土石の堆積の高さ5m超について面積制限を撤廃**する。
○許可不要工事については、**省令によるもの(盛土等の高さ30cm以下)**とする。

(理由)
○市土砂条例は土砂埋め立て等に起因する災害の発生防止のため、**県土砂条例を補完するものとして県での規制対象より更に小規模のものを規制対象**としていることから、**特盛区域の許可等の対象となる規模要件を市土砂条例と同等**とする。
○また、特定盛土等規制区域にあわせて、**宅造区域における中間検査及の対象についても切り下げ**を行う。

2. 中間検査・定期報告の項目追加及び頻度について

(1) 政令で規定する項目

<中間検査>

対象項目	検査対象	検査時期
盛土工事 切土工事	排水施設	暗渠排水管 暗渠排水管配置完了時

<定期報告>

対象項目	報告対象	報告期間
盛土工事 切土工事	・切土・盛土の高さ ・切土・盛土の面積 ・切土・盛土の量	3月毎
擁壁 排水施設 その他の施設	・工事の施工状況	
土石の堆積	・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・堆積されている土石の土量 ・前回の報告から新たに堆積された土石の土量 ・前回の報告から新たに除却された土石の土量	

【参考】市土砂条例における定期報告

対象項目	報告対象	報告期間
土砂埋立て等	・報告期間の前日までにたい積した土砂の量 ・報告期間中にたい積した土砂の量 ・報告期間の前日における土砂埋立て等の高さ	6月毎

(2) 条例で規定し追加することが考えられる項目

「盛土等防災マニュアルの考え方」(資料集26)より抜粋

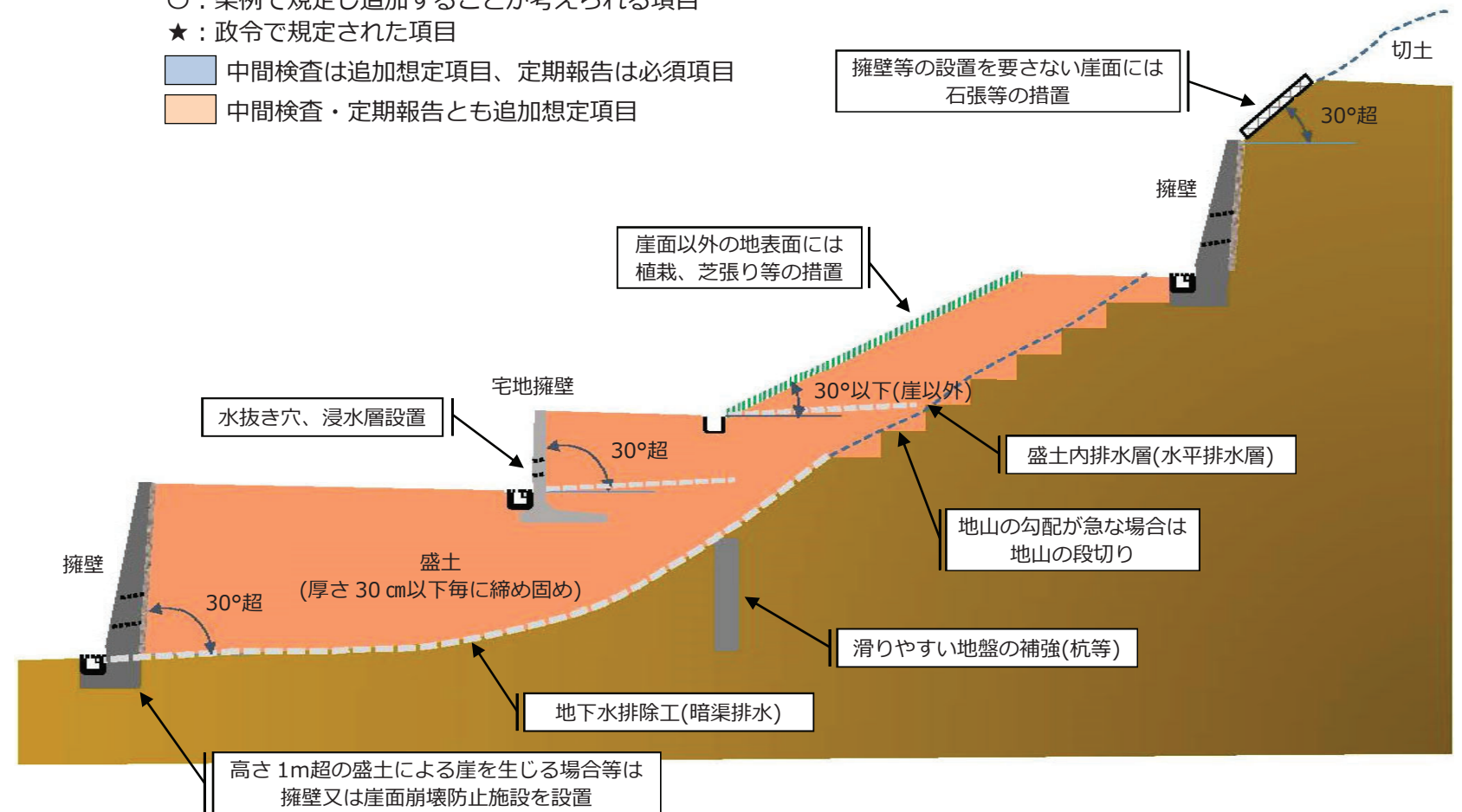
対象項目	対象	中間検査	定期報告	対応案	
盛土工事	排水施設	基盤排水層	○	★	全ての項目 について 定期報告に追加
		水平排水層	○	★	
	基礎地盤	盛土基礎地盤	○		
	盛土材料	盛土材料	○	○	
敷均し・締固め	敷均し・締固め	○	○		
切土工事	基礎地盤	切土基礎地盤	○		
擁壁			○	★	
崖面崩壊防止施設			○	★	
防災措置			○	○	

○：条例で規定し追加することが考えられる項目

★：政令で規定された項目

■ 中間検査は追加想定項目、定期報告は必須項目

■ 中間検査・定期報告とも追加想定項目



<対応案> ○中間検査の検査項目については政令によるものとし、条例等による上乗せ規制は行わない。
○定期報告の報告期間は政令によるものとし、報告の対象項目については、追加することが考えられる項目全てを条例等により上乗せする。

(理由)

- 定期報告の対象項目については、許可基準に沿って安全対策が行われているかを完了検査前に状況把握できることから、追加することが考えられる項目をすべて追加する。
- 定期報告における報告期間については、市土砂条例と比較して短いものとなっており、施工状況を把握する期間としては適当と考えられる。
- 中間検査の検査項目については、定期報告において施工状況を確認することができることから、上乗せの必要性はないと考えられる。
(追加することが考えられるとして示された項目には、定期報告の項目として規定されているものや追加項目として考えられるものが含まれている。)

3. 技術的基準の強化・付加について

(1) 土地の形質の変更、土石の堆積に係る技術的基準（政令）

(青字：旧政令と比較し、新たに規定された内容)

概要	盛土規制法	根拠条文等
設置対象となる施設	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、若しくは地滑り抑止ぐい、又はグラウンドアンカーその他の土留（地滑り抑止ぐい等）	施行令第6条
地盤について講ずる措置	盛土をする場合に、雨水その他の地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように次に掲げる措置を講ずること ・30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、層毎にローラー等の建設機械で締め固め ・盛土内に浸透した地表水等を排除するための砂利等透水層の設置 ・地滑り抑止ぐい等の設置等	施行令第7条1項1号
	急傾斜地（15度程度以上）等で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置	施行令第7条1項2号
	盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く地盤面は、その崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるように勾配を付する	施行令第7条2項1号
	山間部における河川の流水が継続して存する土地やその他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15m超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査、又は試験に基づく地盤の安定計算により、盛土後の地盤の安定が保たれることを確認	施行令第7条2項2号
擁壁等の設置	切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強	施行令第7条2項3号
	盛土で高さ1m超の崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり (イ) 切土した土地で、土質・勾配が一定の条件を満たす場合 (ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 (ハ) (イ)、(ロ)以外で崖面崩壊防止施設が設置された崖面	施行令第8条1項1号
	擁壁は構造計算等により設計 擁壁には水抜き穴等を設置	施行令第9条、10条、11条、13条 施行令第12条
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には、風化等の浸食から保護されるように石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置	施行令第14条、15条1項
	崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり (イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上 (ロ) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 (ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面※ (例) 畑等の利用が想定される土地	施行令第15条2項 ※施行令第18条 (特盛区域の場合のみ)
排水施設の設置	盛土又は切土の場合設置する、地表水等を適切に排除する排水施設（管渠等）について、構造等を規定 (例) 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること等	施行令第16条1項
	盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定	施行令第16条2項
土石の堆積	地盤の安全確保 ・堆積する土地の地盤の勾配は1/10以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) ・地表水等による地盤の緩み等が生じない(地盤の改良等)措置	施行令第19条1項1号、2号
	周辺の安全確保 ・次の(イ)(ロ)いずれかに該当する空地(勾配1/10以下)の確保 (イ)堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ)堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 (ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く)	施行令第19条1項3号、4号、2項
	土石の崩壊防止措置 堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置 (防水性のシート等での表面保護、周囲に側溝を設置すること等)	施行令第19条1項5号

※ 国 盛土規制法の説明会資料より引用

(2) 盛土規制法と類似条例との比較

福岡市における盛土等の規制に係る技術的基準は、下表のとおりで、開発許可の基準（政令）に上乗せする開発条例と、任意条例である土砂条例において、福岡市独自の技術的基準を設定している。

法令等	盛土等に関する技術的基準
都市計画法（開発許可）	都市計画法政令 ⇒ 宅地造成規制法政令（盛土規制法政令）に準じる ※法で条例による基準の強化等が可能であるため、開発条例を定めて制限を強化
宅地造成等規制法(旧法) [盛土規制法（新法）]	宅地造成規制法政令 [盛土規制法政令] ※盛土規制法への改正に伴い政令も強化された（左表）
福岡市土砂条例	条例規則 ※任意条例で市独自の技術的基準である

そのため、盛土規制法政令で定められた基準（左表）と比較し、福岡市独自の基準の方が強化されている部分を下に示す。

擁壁等の設置
【開発条例】
開発行為により生じるがけ等であって、高さが1mを超え、かつ勾配が30度を超える崖面は、擁壁で覆う
(第5条第3項より)

開発条例では、切土も擁壁設置の対象となっている。
(開発行為には盛土と切土が含まれる)

排水施設の設置
【開発条例】
雨水の排出に支障がある場合は、次の雨水流出抑制施設を設置し、管理すること。
・開発区域面積1ha未満：貯留方式又は貯留・浸透方式
・開発区域面積1ha以上：調整池
(第4条第1項より)
【土砂条例】
土砂埋立て等に伴い、増加する最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、調整池の設置又はその他の措置が適切に講じられていること。
(条例第6条第1項第3号)
(規則第7条第2項：別表4)

開発条例や土砂条例では、排水・治水施設として、雨水流出抑制施設の設置を規定している。

<対応案>技術的基準については、市の現行規制に合わせ、下記について、条例により上乗せ強化を行う。

擁壁の設置	盛土又は切土で高さ1m超の崖が生じる場合は、擁壁を設置すること (切土も対象とする)
雨水流出抑制施設の設置	最大流量を安全に流下させることができないおそれがある場合は、調整池の設置又はその他の措置を適切に講じること

1 規則・条例で上乗せができる事項

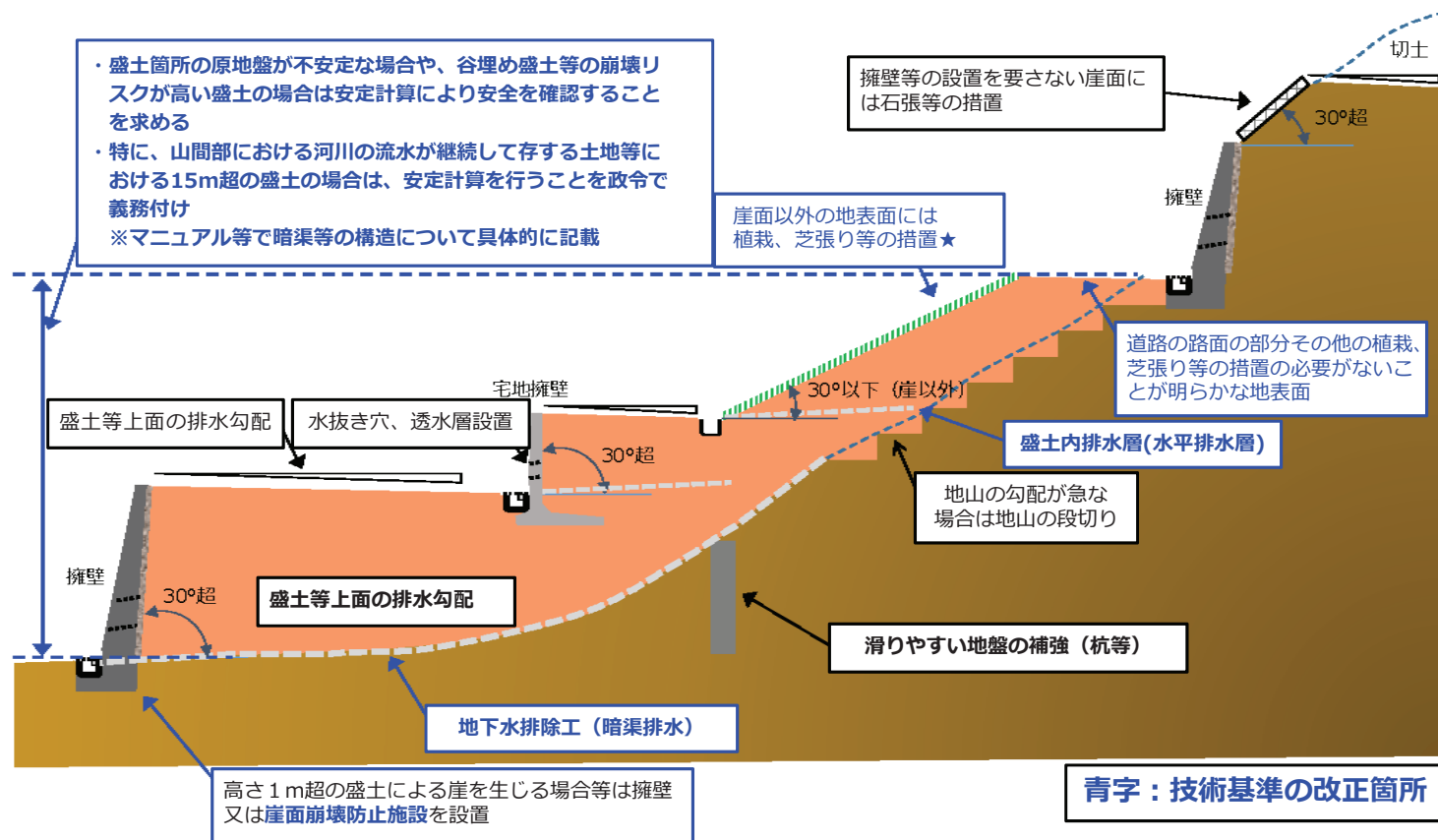
	上乗せ項目	政令での規定内容		根拠（要約）
工事許可	技術基準の強化・付加	地盤の安全確保、擁壁の設置、排水施設の設置、崖面の崩壊防止 等	強化	令 20 条 2 項 崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合は、 規則で技術基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加 することができる。
	許可対象となる規模要件の切り下げ <特定盛土等規制区域のみ>	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖（①②を除く） ④盛土で高さ5m超（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④除く）	切り下げ	法 32 条（特盛区域） 災害を防止するために必要があると認める場合は、特定盛土等又は土石の堆積の規模を 当該規模未満で条例で定める規模 とすることができる。
中間検査	検査対象となる規模要件の切り下げ	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖（①②を除く） ④盛土で高さ5m超（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④除く）	切り下げ	法 18 条 4 項（宅造区域） 法 37 条 4 項（特盛区域） 中間検査について、災害を防止するために必要があると認める場合は、宅地造成若しくは特定盛土等の規模を 当該規模未満で条例で定める規模 とし、又は特定工程として 条例で定める工程を追加 することができる。
	検査項目（特定工程）の追加	盛土前（切土後）の地盤面の排水施設	追加	
定期報告	報告対象となる規模要件の切り下げ	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖（①②を除く） ④盛土で高さ5m超（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④除く）	切り下げ	法 19 条 2 項（宅造区域） 法 37 条 4 項（特盛区域） 定期報告について、災害を防止するために必要があると認める場合は、宅地造成等の規模を 当該規模未満で条例で定める規模 とし、期間を 当該期間より短い期間で条例で定める期間 とし、又は 条例で必要な事項を付加 することができる。
	報告項目の追加	盛土等の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施行状況	追加	
	報告頻度の増加（報告期間の短縮）	3月ごとに報告	頻度増加	

2 福岡市における盛土等に関する規制

	都市計画法（開発許可）	宅地造成等規制法（旧法）	土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（土砂条例）	
			福岡県	福岡市
目的	○無秩序な市街化の防止 ○良質な宅地水準の確保	宅地造成に伴う災害の防止	土砂埋立て等に起因する災害の発生防止	
規制対象区域	○市街化区域 ○市街化調整区域	宅地造成工事規制区域 ○金の隈地区（124ha） ○柏原～油山～野芥地区（1,406ha）	県内全域	市内全域
規制対象行為	○市街化区域： 1,000㎡以上の開発行為 ○市街化調整区域：原則として全ての開発行為 ※開発行為：土地の区画形質の変更 ・区画の変更：道路、水路などの公共施設の新設・変更 ・形状の変更：30cmを超える盛土や切土による土地の造成 ・性質の変更：宅地以外の土地を宅地に変更	①高さ1m超の崖を生ずる盛土 ②高さ2m超の崖を生ずる切土 ③盛土と切土を同時に行う場合で、高さ2m超の崖が生じる盛土および切土（①除く） ④500㎡超の盛土又は切土（①～③除く）	○3,000㎡超かつ1m以上の土砂埋立て等 ※土砂埋立て等 ・土砂による埋立て ・盛土等土地へのたい積 (切土、当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うものは除く)	○ 1,000㎡超かつ1m以上の土砂埋立て等 ○ 高さ5m超の土砂埋立て等 ※土砂埋立て ・土砂による土地の埋立て ・盛土等たい積 ・切土
手続き	○許可 ○完了検査 ○公告	○許可：開発許可に該当する場合は不要 ○完了検査	○許可：次のものは不要 ・開発許可、宅造許可に該当 ○定期報告：6月ごと ○完了届	○許可：次のものは不要 ・開発許可、宅造許可、県土砂条例の許可に該当 ○定期報告：6月ごと ○完了届

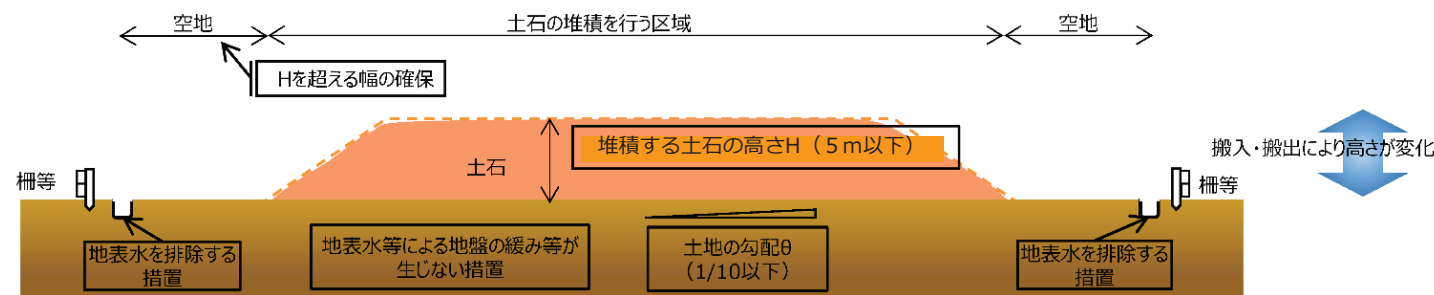
技術的基準（政令）の概念図

宅地造成、特定盛土等の土地の形質の変更

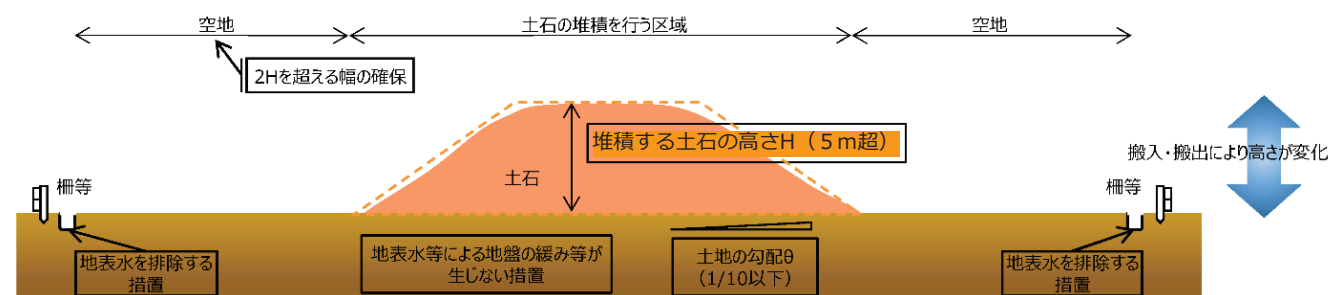


土石の堆積

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



関係規制抜粋

法令	条文等			
開発条例	<p>第4条（排水施設に関する技術的細目）</p> <p>法第33条第1項第3号に規定する排水施設に関する基準の技術的細目は、政令第26条に規定するもののほか、放流先の排出能力に照らし雨水の排出に支障があると認められる場合は、次の各号に定めるところにより雨水流出抑制施設を設置し、及び管理することとする。</p> <p>第1号 設置される雨水流出抑制施設は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとすること。</p> <p>ア 開発区域の面積が 1ha未済である場合 にあっては、貯留方式の雨水流出抑制施設又は貯留・浸透方式(貯留方式と浸透方式とを併用した方式をいう。以下同じ。)の 雨水流出抑制施設 とすること。</p> <p>イ 開発区域の面積が 1ha以上である場合 にあっては、調整池 とすること。ただし、開発区域の面積が10ha未済である場合であって、当該開発区域の存する土地の状況等によりやむを得ないと市長が認めるときは、調整池以外の貯留方式の雨水流出抑制施設又は貯留・浸透方式の雨水流出抑制施設とすることができる。</p>			
	<p>第5条（法第33条第3項の規定による技術的細目の制限の強化及び緩和）</p> <p>第3項 法第33条第1項第7号の基準に係る技術的細目において擁壁の設置等の安全上必要な措置に関して定められた制限のうち、同条第3項の規定により強化する制限は、当該開発行為により生じるがけ又はがけの部分であって、高さ1mを超え、かつ、勾配が30度を超えるもののがけ面(都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第23条第1項ただし書に該当するものを除く。)については、当該がけ面を 擁壁で覆うこと とする。</p> <p>【参考】都市計画法第33条（開発許可の基準）</p> <p>都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p>			
土砂条例（市）	<p>第6条（許可の基準）</p> <p>市長は、埋立許可の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。</p> <p>第3号 申請に係る土砂埋立て等の期間中及びその完了後において、土砂災害の発生を防止するため、規則で定める必要な措置が講じられていること。</p> <p>施行規則第7条（許可の基準）</p> <p>第2項 条例第6条第3号の規則で定める必要な措置は、別表第4のとおりとする。</p> <p>≪別表第4（抜粋）≫</p> <table border="1"> <tr> <td>土砂の崩壊・流出等を防止するための施設</td> <td>調整池</td> <td>土砂埋立て等に伴い、増加する最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、調整池の設置又はその他の措置が適切に講じられていること。</td> </tr> </table>	土砂の崩壊・流出等を防止するための施設	調整池	土砂埋立て等に伴い、増加する最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、 調整池の設置 又はその他の措置が適切に講じられていること。
土砂の崩壊・流出等を防止するための施設	調整池	土砂埋立て等に伴い、増加する最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、 調整池の設置 又はその他の措置が適切に講じられていること。		

1. 第二次スクリーニング計画について

「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に基づき実施

1. 基礎資料整理 ガイドライン1-55

下記事項が確認できる資料を収集し整理する。

- ① 造成年代：基準年を「1970年（昭和45年）」とする。
- ② 保全対象：住宅等や滑動崩落発生時に被災する恐れがある範囲の河川や鉄道等
- ③ その他：土質、地質：土地分類基本調査（国土交通省）ボーリングデータ等

2. 現地踏査 ガイドライン1-75

踏査では、目視等により下記事項を確認し、整理する。

- ① 盛土および擁壁の形状と構造
盛土および擁壁の形状や構造が標準的な形状および構造であるか確認
- ② 宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無
宅地地盤・擁壁・のり面の変状や災害の痕跡を確認
- ③ 地下水の有無
盛土内に地下水が存在すること、もしくはその可能性を示唆する事象を確認
- ④ 盛土下の不安定な土層の有無
盛土周辺の土層状況の確認がほとんどできなかったため「不明」とする

3. 宅地カルテ等の作成

結果を地区ごとに整理し、宅地カルテに取りまとめる

4. 第二次スクリーニングの優先度評価 ガイドライン1-81

下記の指標を組み合わせ、優先度評価フローにより優先度を評価する。（参考資料1P参照）

「判定の指標」

- ① 盛土・擁壁の形状等が標準的か（のり面勾配30度以下、5m毎に小段設置されているか等）
- ② 地盤や擁壁等の変状の有無
- ③ 地下水の有無
- ④ 盛土下の不安定な土層の有無
- ⑤ 造成年代（基準年:1970年を境とし「以前」か「後」か）

5. 第二次スクリーニング計画の結果

	A		B	C	調査不可	計
	第2次調査	経過観察				
箇所数	5	318	168	103	26	620
	323					

※調査不可：民地敷地内などのため、一部現地目視調査が出来ず、判定ができなかったもの

■各ランクの判定概要

ランク	判定内容							
A	次のいずれかに該当するもの ①標準的な形状等でない ②擁壁等に変状あり ③地下水あり ④不安定な土層あり							
第2次調査	次のいずれかに該当するもの ○ 滑動崩落を示唆する変状があるもの							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>変状判断の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地地盤</td> <td>・面的・連続したクラック、沈下、隆起等 特に、滑動ブロック頭部の亀裂や末端部の隆起などに注意 ・部分的なクラック等は変状有と判定しない</td> </tr> <tr> <td>擁壁</td> <td>・擁壁の連続したクラック、傾倒、面的な目地のズレ・ハラミなど 特に水平クラック、連続した傾倒などに注意 ・部分的な縦クラック、傾倒、隅角部のみの変状は変状有と判定しない</td> </tr> <tr> <td>のり面</td> <td>・のり面の連続したクラック、面的なハラミ・凹凸など 特に法肩部の亀裂、沈下、法尻部の押出し、隆起などに注意 ・連続したクラック、面的なハラミ・凹凸等は変状有と判定しない</td> </tr> </tbody> </table>	種別	変状判断の目安	宅地地盤	・面的・連続したクラック、沈下、隆起等 特に、滑動ブロック頭部の亀裂や末端部の隆起などに注意 ・部分的なクラック等は変状有と判定しない	擁壁	・擁壁の連続したクラック、傾倒、面的な目地のズレ・ハラミなど 特に水平クラック、連続した傾倒などに注意 ・部分的な縦クラック、傾倒、隅角部のみの変状は変状有と判定しない	のり面
種別	変状判断の目安							
宅地地盤	・面的・連続したクラック、沈下、隆起等 特に、滑動ブロック頭部の亀裂や末端部の隆起などに注意 ・部分的なクラック等は変状有と判定しない							
擁壁	・擁壁の連続したクラック、傾倒、面的な目地のズレ・ハラミなど 特に水平クラック、連続した傾倒などに注意 ・部分的な縦クラック、傾倒、隅角部のみの変状は変状有と判定しない							
のり面	・のり面の連続したクラック、面的なハラミ・凹凸など 特に法肩部の亀裂、沈下、法尻部の押出し、隆起などに注意 ・連続したクラック、面的なハラミ・凹凸等は変状有と判定しない							
経過観察	○ 被害形態がすべり変形の場合：湧水等なし 被害形態が擁壁変形の場合：危険度評価区分が中、又は小							
B	A・Cに該当しないもの							
C	①標準的な形状で、②～④変状や地下水、不安定な土層がなく、基準年後の造成のもの							

■危険度判定評価について

擁壁の種類に応じて、基礎点（環境条件・障害状況）と変状点（クラック等）の合計点により、擁壁の危険度を総合的に評価するもの（参考資料2P参照）

点数の 最大値	評価 区分	評価内容
5点未満	小	小さなクラック等の障害について補修し、雨水の浸透を防止すれば、当面の危険性はないと考えられる宅地擁壁
5点～ 9点未満	中	変状程度の著しい宅地擁壁であるが、経過観察で対応し、変状が進行性のものとなった場合は継続的に点検を行うものとする。
9点以上	大	変状等の程度が特に顕著で、危険な宅地擁壁である。早急に所有者等に対するの警告・改善命令の発令を検討する必要がある。

国の「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」より

2. 今後の対応について

■ 判定ランク別の対応（案）

判定 ランク	A		B	C	調査不可	
	第2次調査 (5)	経過観察 (318)	把握のみ (168)	把握のみ (103)	保全対象無 把握のみ (10)	保全対象有 既存盛土等調査 (16)
今後の 対応						

※保全対象：盛土等による被害を受ける恐れのある住宅や公共施設

○ **Aランク**：国のガイドラインに基づき**第二次スクリーニング調査**と**経過観察**を実施する。

○ **B・Cランク**：変状や地下水等が認められないため、当面の間**状況把握のみ**とする。

○ **調査不可**：調査対象が民地敷地内にある等で調査出来なかったもので、

- ・保全対象が**無い**ものは、**状況把握**とし、
- ・保全対象が**有る**ものは、今後実施する**既存盛土等調査で再調査**する。

（既存盛土等調査は、盛土規制法に基づく調査で、調査のための立入り等が可能となっており、盛土の状況によっては、必要に応じて所有者等に対して土地の保全を求めることができる。）

《調査不可の状況》

状 況	箇所数
調査対象箇所が施設敷地内等にあつて調査不可であるが、保全対象がないもの	10
調査対象個所内に住宅や道路があるが、調査できる範囲では変状等が確認されないもの	15
調査対象箇所が民有地内で調査不可であり、遠方からの目視確認も出来なかったもの	1
合 計	26

3. 経過観察（案）について

経過観察の方法等については、国が示すガイドラインを踏まえ次のとおり設定する。（参考資料2P 参照）

種別	対象	頻度	方法	内容
経過観察	ランクA	・概ね1年ごと ・大地震時、豪雨時	近接目視による現地確認	・変状に進行性が見られるか ・変状、湧水等の新規発現 ・湧水等の変化 ・災害防止措置の形状等の変化

※ 経過観察において変状等の進行が確認された場合は、再度、安全性把握調査の優先度評価等を行い、必要に応じて所有者等に対して助言・指導を行う。

4. 第二次スクリーニング調査について

(1) 調査対象（参考資料3P 参照）

5箇所（東区2箇所、博多区2箇所、西区1箇所） 別途（参考）：1箇所（南区）

(2) 期間（案）（参考資料4P 参照）

・水位観測を1年間行うため、**1箇所あたり約2ヶ年**で調査

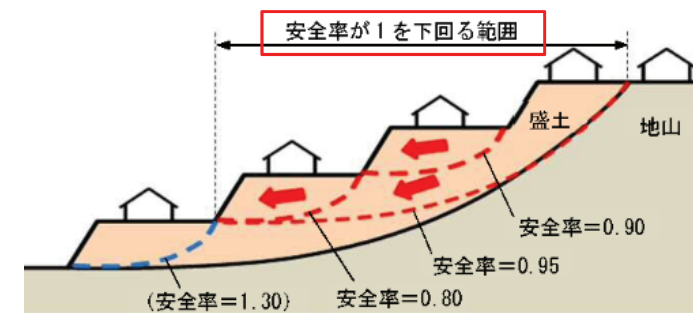
(3) 調査内容

① 地盤調査

- ・地中埋設物の確認
- ・ボーリング調査
- ・室内土質試験
- ・地下水位の調査（水位観測）

② 安定計算

安定計算により **安全率が「1」を下回る**すべり面を抽出



安定計算のイメージ図

地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力
滑り面に対する最大摩擦抵抗力等 = 安全率

---安全率が1を下回るすべり面

(4) 調査結果を踏まえての対応

- 安定計算等の結果を踏まえ、危険度の高い盛土か否かの判断を行う。
- 危険度の判断にあたっては国のガイドラインや専門委員等の意見を踏まえ検討をする。
- 滑動崩落等の恐れがあると判断された場合、改善等の対応は、基本的に所有者が主体となって実施するものであるため、所有者等に状況等を説明し対応を促していく。

5. 第二次スクリーニング調査の優先度について

- 調査実施にあたり、調査対象5箇所のうち、**着手の順番（優先度）を決める必要がある**。
- 国のガイドラインでは、**想定される被害規模の大きさ（保全対象数が多いものほど大）、擁壁の危険度判定評価**を踏まえて判断することとされている。
- 今委員会では優先度についてご意見をいただき、そのご意見を踏まえ、次回（R6年1月）委員会において、着手順を含めた調査スケジュールを示す予定。